



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成28年8月18日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成28年8月5日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人夢テラス川中島

3 代表者の氏名

村松 壽男

4 主たる事務所の所在地

長野市川中島町今井1762番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、川中島地区を中心とした住民に対して、遊休農地復元に関する事業を行い、市民菜園を開設して地区内の農業振興、他地区住民との交流などを図るほか、地区内の福祉向上やまちづくり等に資する事業を行い、川中島地区を中心とした地域の活性化に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成28年8月18日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成28年8月8日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人北信濃トレイルフリークス

3 代表者の氏名

大塚 浩司

4 主たる事務所の所在地

須坂市望岳台15番地の11

5 定款に記載された目的

この法人は、トレイランナーやそれ以外の自然を愛するその他の人々に対して、トレイランニングの健全なる発展に関する事業を行い、トレイランニングのマナー啓発や青少年育成・地域の観光振興に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があつたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成28年8月18日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成28年8月9日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人コンティニュー長野県経営支援センター

3 代表者の氏名

東山 宗夫

4 主たる事務所の所在地

上田市緑が丘一丁目27番59号

5 定款に記載された目的

(変更前)

この法人は、広く個人、法人及び諸団体に対して、経営診断、事業再生計画の立案、経営指導、情報提供等の事業再生支援に関する事業を行い、将来性のある中小企業等の健全な発展を支援することによって地域社会の経済活動を活性化し、もって、公益の増進に寄与することを目的とする。

(変更後)

この法人は、広く個人、法人及び諸団体に対して、経営診断、事業再生計画の立案、経営指導、情報提供等の経営支援に関する事業を行い、将来性のある中小企業等の健全な発展を支援すること、及びよりよいまちづくりを支援することによって地域社会の経済活動を活性化し、もって、公益の増進に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があつたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成28年8月18日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成28年8月11日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ふれあいの家千寿

3 代表者の氏名

藤森 昇

4 主たる事務所の所在地

安曇野市三郷明盛3573番地

5 定款に記載された目的

この法人は、地域住人に対して、小規模ケア施設に関する事業を行い、地域の少子高齢社会化に対する利便性を配慮し、また家族の負担軽減をし且つ利用者の健康増進と社会福祉に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供する。
なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成28年8月18日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コミュニケーションマーケットプレイスG A Z A
塩尻市大字広丘野村1688-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社デリシア

松本市大字今井7155-28

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)アップルランド	小磯 恵司	松本市大字今井7155-28
(有)宮沢雑貨店	宮沢 由美子	諏訪市諏訪1-6-1
(株)健康家族	麻田 正義	岡谷市赤羽1-4-18
(株)ノセ眼鏡店	能勢 順明	松本市大手4-4-3
(株)チヨダ	舟橋 政男	東京都杉並区成田東4-39-8
(株)東京デリカ	木山 茂年	東京都葛飾区新小岩1-48-14
(株)マックハウス	栗原 勝利	東京都杉並区梅里1-7-7
(株)神奈川くまざわ書店	熊沢 真	東京都八王子市八日町1-11
(株)いちた	松尾 正英	塩尻市大門1-8-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	阿部 仁志	松本市大字今井7155-28
(有)宮沢雑貨店	宮沢 由美子	諏訪市大手1-7-2
(株)マツモトキヨシ甲信越販売	西野 利昭	岡谷市赤羽1-4-18
(株)ノセ眼鏡店	能勢 仁	松本市大手4-4-3
(株)チヨダ	舟橋 浩司	東京都杉並区成田東4-39-8
(株)東京デリカ	木山 剛史	東京都葛飾区新小岩1-48-14
(株)マックハウス	白土 孝	東京都杉並区梅里1-7-7
(株)神奈川くまざわ書店	熊沢 宏	東京都八王子市八日町1-11
ル・プレ(株)	塚田 弘	坂城町6428

- 4 変更した年月日
平成19年10月28日ほか
- 5 届出年月日
平成28年6月7日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県松本地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成28年8月18日から平成28年12月19日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成28年8月18日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
梓川ショッピングセンター
松本市梓川倭535-2ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社梓川ショッピングセンター
松本市梓川倭532-1
斎藤 房雄
松本市梓川倭726-2
- 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名
(株)梓川ショッピングセンター	江本 源俊

(変更後)

名称	代表者氏名
(株)梓川ショッピングセンター	江本 政東

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住所
(株)ファミリーブック	藤田 勝好	群馬県太田市清原町319-3
(株)アップルランド	小磯 恵司	松本市大字今井7155-28
信濃かちどき薬品(株)	古林 保徳	松本市波田3930
倉科 範久	—	松本市波田4623-7

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住所
(株)大創産業	矢野 博丈	広島県東広島市西条吉行東1-4-14
(株)アップルランド	阿部 仁志	松本市大字今井7155-28
(株)古林薬局	古林 保徳	松本市波田3930
中村漆器産業(株)	中村 忠	塩尻市大字木曽平沢1819

4 変更した年月日

平成27年10月22日ほか

5 届出年月日

平成28年7月1日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県松本地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成28年8月18日から平成28年12月19日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成28年8月18日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ハイランドシティ松本

松本市双葉358-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

三井住友ファイナンス&リース株式会社

東京都千代田区丸の内1-3-2

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の住所

変更前	変更後
東京都港区西新橋3-9-4	東京都千代田区丸の内1-3-2

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)のぐち	野口 久子	松本市平田東1-17-3
(株)クリエイティブヨーコ	脇田 健介	長野市大字高田667-16
(株)ツツミ	堤 智司	埼玉県蕨市中央4-24-26
(株)笠原書店	笠原 新太郎	岡谷市塚間町2-1-15
(株)ワツツオースリー販売	越智 正直	大阪府大阪市中央区城見1-4-70
(株)オカ	岡 優吏	新潟県新潟市西区大学南2-1-15
(株)K-GOLDインターナショナル	横田 光夫	静岡県浜松市中区西丘町276-5
(株)かめや	吹上 孝文	原村11122-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)ツツミ	互 智司	埼玉県蕨市中央4-24-26
(株)かめや	亀原 和成	原村11122-1
キンバレー(株)	岩坪 謙吉	東京都港区虎ノ門4-3-13
(株)セリア	河合 映治	岐阜県大垣市外渕2-38

4 変更した年月日

平成25年6月21日ほか

5 届出年月日

平成28年7月27日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県松本地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成28年8月18日から平成28年12月19日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提

出することができます。

平成28年8月18日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

デリシア七瀬店

長野市大字鶴賀字呑沢580ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社デリシア

松本市大字今井7155-28

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) マツヤ七瀬店

(変更後) デリシア七瀬店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)マツヤ	小山 栄造	長野市大字北尾張部710-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	阿部 仁志	松本市大字今井7155-28

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)マツヤ	小山 栄造	長野市大字北尾張部710-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	阿部 仁志	松本市大字今井7155-28

4 変更した年月日

平成27年4月16日ほか

5 届出年月日

平成27年12月1日及び平成28年4月15日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成28年8月18日から平成28年12月19日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成28年8月18日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズタウン若里

長野市若里3-22-1

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

京阪神ビルディング株式会社

大阪府大阪市中央区瓦町4-2-14

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名
京阪神不動産(株)	永田 武全

(変更後)

名称	代表者氏名
京阪神ビルディング(株)	南 浩一

4 変更した年月日

平成23年10月1日ほか

5 届出年月日

平成28年7月11日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成28年8月18日から平成28年12月19日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があるので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成28年8月18日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ウェストプラザ長野

長野市大字南長野末広町1355-5

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社ウェストプラザ長野

長野市大字南長野末広町1355-5

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
北村 陽一	宇都宮 健雄

4 変更した年月日

平成23年8月18日

5 届出年月日

平成28年7月11日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成28年8月18日から平成28年12月19日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成26年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可申請があるので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該農用地利用配分計画を縦覧に供します。

なお、利害関係人は、当該農用地利用配分計画について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成28年8月18日

長野県知事 阿部 守一

1 縦覧に供する農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
関口 泰人	佐久市安原1491-3	佐久市安原字西大久保1301-4
小林 登	佐久市協和321-2	佐久市協和字天神山668ほか1筆
花里 知美	佐久市鳴瀬815	佐久市鳴瀬字細田3267-1ほか2筆
江本 元氣	佐久市協和220-2	佐久市協和字古冰泥460-1
内堀 文夫	北佐久郡御代田町大字塩野1285-3	北佐久郡御代田町大字馬瀬口字北原1249-1
有限会社トップリバー	北佐久郡御代田町大字御代田3986-1	北佐久郡御代田町大字塩野字細尾根193-1ほか1筆
伊藤 俊成	伊那市高遠町長藤黒沢5465	伊那市高遠町藤沢5090-1ほか8筆
農事組合法人はるちか	伊那市東春近2789	伊那市東春近1419-1ほか2筆
酒井 豪	伊那市東春近3957	伊那市東春近7373-1ほか54筆
森下 茂生	下伊那郡松川町上片桐3958	上伊那郡中川村片桐2004-1

上伊那農産有限会社	駒ヶ根市赤穂7251	上伊那郡中川村片桐2083-1ほか1筆
株式会社やまやす中島農園	飯田市上郷黒田2152	下伊那郡阿智村伍和3516-1ほか5筆
株式会社大鹿里山市場	下伊那郡大鹿村鹿塙364-1	下伊那郡大鹿村大字大河原4701-422ほか11筆
合同会社しなの	東筑摩郡朝日村大字古見1892	東筑摩郡朝日村大字古見1673-1ほか2筆
アルプス運輸建設株式会社	松本市神林3864-7	東筑摩郡筑北村西条字町裏3702
株式会社プラセス	安曇野市穂高有明5821	長野市鬼無里字北16745ほか4筆
竹村 栄治	埴科郡坂城町大字網掛3123	千曲市大字力石字大師免325-5ほか1筆
農事組合法人富士里ファーム	上水内郡信濃町大字大井2224	上水内郡信濃町大字大井字宮ノ前551-3ほか25筆
株式会社落影農場	上水内郡信濃町大字穂波1222-1	上水内郡信濃町大字穂波字穂波1189

2 申請年月日

平成28年8月3日

3 縦覧場所

長野県農政部農村振興課

4 縦覧期間

平成28年8月18日から平成28年8月31日まで

農村振興課

公告

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」といいます。）
第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習（以下「講習」といいます。）を次のとおり行います。

平成28年8月18日

長野県公安委員会

1 講習の実施日、実施時間及び実施場所

(1) 実施日

平成28年10月4日（火）から平成28年10月7日（金）まで

(2) 実施時間

午前9時から午後5時まで

(3) 実施場所

長野県長野市大字鶴賀問御所町1271番地3

TO i G O W E S T 3階

長野市生涯学習センター

2 受講定員

30人

3 受講の手続

(1) 事前申込み

ア 事前申込みの方法

(7) 講習を受けようとする者は、下記の(2)の受講申込書を提出する前に、長野県警察本部生活安全企画課の受付専用電話（電話番号 026-233-0108）により事前申込みを行い、講習受付番号を取得してください。

(4) 受付専用電話以外での受付は一切行っておりません。

(ウ) 電話1本につき1人の受付とします。

(イ) 定員になり次第、事前申込みの受付時間内であっても受付を締め切ります。

イ 受付日

平成28年9月9日（金）

ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで（受付時間は厳守してください。）

(2) 受講申込書の提出

講習受付番号を取得した者は、最寄りの警察署に、受付番号を申告するとともに、必要な事項を記入した受講申込書に次に掲げる書類を添付して、9月20日（火）から9月27日（火）までの間に提出してください。

ア 提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真（受講申込書に貼付）1枚

イ 代理人が受講申請書を提出する場合にあっては、本人からの委任状

(3) 講習手数料

38,000円相当の長野県収入証紙を受講申込書の提出時に納付してください。

なお、納付した講習手数料は事由にかかわらず返還しません。

5 その他

(1) 受講申込書は、長野県内の警察署（生活安全課又は生活安全・刑事課）で交付するほか、長野県警察本部ホームページ（<http://www.pref.nagano.lg.jp/police/>）からダウンロードすることもできます。

(2) この講習について不明な事項は、長野県警察本部生活安全

企画課（電話 026-233-0110 内線 3032）に問い合わせてください。

(3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課